

サービス統計・企業統計部会の審議状況について (経済センサス-活動調査)(報告)

1 部会の開催状況等

経済センサス-活動調査（以下「本調査」という。）の変更等に係る部会審議は計5回を予定。既に4回（3月27日、4月10日、5月8日及び5月21日）開催。今後、1回（6月4日（予備日6月12日））の部会を開催し、6月25日に開催予定の統計委員会において答申（案）を報告する予定。（詳細は参考資料1を参照）

2 部会における主な審議等

(1) 第3回部会（平成27年5月8日）

【審議の概要】

- 「(1) 報告を求める事項」のうち、
 - 「エ その他の主な調査事項の見直し」（従産業に係る商業マージン）
 - 「(2) 報告を求める事項の基準となる期日又は期間、報告を求める期間並びに調査結果の公表の方法及び期日」（2月実施から6月実施への変更）
 - 「(3) 報告を求めるために用いる方法」のうち
 - 「ア 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託）」
 - 「イ オンライン調査の範囲の拡大」
- について審議。いずれも 変更内容は適当 とされたが、幼保連携型認定こども園の選択肢の位置については再度検討することとされた。（詳細は参考3を参照）

① 「(1) 報告を求める事項」

「エ その他の主な調査事項の見直し」

【委員及び専門委員の主な意見】

- ・ 従産業の商業マージン率については産業ごとに異なるので、主産業と区別して利用すべきとも考えられる一方で、従産業の商業マージン額は小さいことから、そのマージン率の利用により、産業連関表等におけるマージン額推計の安定性を欠くことも考えられる。商業活動のうち、主産業として行われたものが大宗を占めるのであれば、安定的な推計の観点から、主産業のマージン率のみを用いる現行の推計方法は妥当と考える。
- ・ 幼保連携型認定こども園の選択肢が最後の13番目になっているが、幼稚園の次（上から2番目）に置いた方が、報告者にとっては回答しやすいのではないか。（詳細は参考資料2を参照）



【部会長の整理】

今回の変更が、産業連関表及び国民経済計算における商業マージン額の推計に影響がないことが確認できたこと等から、変更内容は適当と考える。

なお、幼保連携型認定こども園の選択肢の設定については、次回部会までに調査実施者で検討してほしい。

② 「(3) 報告を求めるために用いる方法」

「ア 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託）」

【委員及び専門委員の主な意見】

- ・ 管理会社等に調査員業務を委託することで、当該管理会社に事業所の内部情報が知られてしまうため、報告者に抵抗感を持たれるのではないかと懸念。
 - ← 封入による回収又はオンラインによる回答により情報保護に配慮することができるものとする。
- ・ 管理会社以外が調査員業務を受託することも可能か。
 - ← 管理会社以外の第三者にまで範囲を広げることは想定していない。
- ・ 将来的には、調査員業務を委託できる企業の範囲を広げていただきたい。
 - ← 今回初めて導入するため、まずは堅実なところから実績を積み、その状況を踏まえて、今後、検討して参りたい。



【部会長の整理】

変更内容は適当と考えるが、運用に当たっては慎重を期していただきたい。

(2) 第4回部会（平成27年5月21日）

【審議の概要】

- ・ 第3回部会の際に再検討とされた「幼保連携型認定こども園」の選択肢の設定は、委員の意見のとおり、報告者に紛れが生じないように変更することとされた。
- ・ 「1 経済センサス-活動調査（基幹統計調査）の変更」の
 - 「(3) 報告を求めるために用いる方法」のうち
 - 「ウ 調査の対象区分の見直し」（直轄調査の拡大）
 - 「(4) 集計事項」のうち
 - 「イ その他の集計事項の見直し」（集計表の統合・追加等）について審議。いずれも 変更内容は適当 とされた。

さらに、

- 「(4) 集計事項」
 - 「ア 消費税の集計方法の見直し」
- 「(1) 報告を求める事項」
 - 「ウ 労働者区分の見直し」

に関連して、政府横断的なガイドラインの概要について事務局から説明が行われた。（詳細は、参考資料3、4を参照）

なお、ガイドラインを踏まえた本調査における対応については、28日の統計委員会における部会報告の模様も踏まえ、次回部会で審議することとされた。

- ・ 前回の統計委員会答申における「今後の課題」とされていた企業の内部取引額の把握については、実査上、対応困難とする調査実施者の検討結果は適当とされたが、第Ⅱ期基本計画を踏まえ、政府統計全体の課題として検討してほしい旨、部会長からコメントがあった。

① 「消費税の集計方法の見直し」及び「労働者区分の見直し」について

【委員、専門委員等の主な意見】

○ 消費税の集計方法の見直し

- ・ 今回のガイドラインは、国民経済計算や産業連関表における基本価格表示の検討にも資することとなるため、評価したい。
- ・ 諸外国の状況は検証しているのか。
← 詳細には確認していない。
- ・ 売上原価の税額において、「卸売業、小売業については非課税の費用内訳は設けない。」としている理由は何か。
← 主に商品の仕入れが該当するため、非課税がほぼ想定されていないためである。

○ 労働者区分の見直し

- ・ パート・アルバイト数を男女別に回答するのは負担が重いと思われるが、今回の検討において必要か否かの議論はしたのか。
← 第Ⅱ期基本計画の中では、女性の社会進出の実態を把握すべきとの強い行政ニーズがあったため、本ガイドラインの中には含めていない。

② 前回の統計委員会答申における「今後の課題」とされていた企業の内部取引額の把握について

【委員、専門委員等の主な意見】

実査上の回答率が下がる可能性があるため、今回の本調査での対応が難しいとの説明は理解できる。しかし、一方で、企業グループや企業の生産活動を把握することは非常に重要であることから、企業の内部取引額の把握方法については、引き続き検討してもらいたい。

【部会長の整理】

今回の本調査での対応が困難との調査実施者の説明は妥当と考える。一方、第Ⅱ期基本計画で課題として挙げられていることから、委員の御指摘を踏まえ、今回の分析結果を踏まえつつ、政府統計全体の課題として第Ⅱ期基本計画の取組を進めていただければと考える。